

埼労発基 0731 第 1 号
令和 7 年 7 月 31 日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 福田 素生 殿

埼 玉 労 働 局 長
片 淵 仁 文

特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における調査審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することの必要性があると認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号）
- 3 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（令和 6 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 4 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）